

○鎌倉市広報所管課ホームページ広告掲載取扱要領

改正

平成18年12月30日

平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、鎌倉市の広報所管課が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
- (2) 広告枠 市ホームページにおける、バナー広告を掲載するための領域のことをいう。
- (3) 広告掲載希望者 市ホームページに広告掲載料を負担してバナー広告の掲載を希望するものをいう。
- (4) 広告主 広告枠にバナー広告を掲載する契約を結ぶものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズは天地60ピクセル×左右150ピクセルとする。
- (2) 画像形式はG I F（アニメーション不可）、J P E G
- (3) 容量は4 K B以内とする。

2 前項に規定するものに加え、鎌倉市広報所管課ホームページバナー広告表現ガイドラインの規定を遵守するものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第5条 ホームページに掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種及びこれに類するもの

- イ 日本標準産業分類の貸金業に該当するもの
- ウ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- エ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- オ 法令等に違反し、又はそのおそれのあるもの
- カ 行政機関からの行政指導を受け、当該内容を実施していないもの
- キ 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当するもの
- ク 暴力団と密接な関係を有するもの
- ケ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反するもの
- コ 社会問題を起こしているもの

(2) 次に掲げる内容のもの

- ア 法令等又は各行政機関による指導等に反するもの
- イ 人権侵害となるもの
- ウ 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるもの
- エ 政治活動、宗教活動、意見広告文又は個人の宣伝に係るもの
- オ 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - ① 誇大広告、虚偽の内容、誤認を招く表現のもの
 - ② 非科学的又は迷信に類するもの
 - ③ 射幸心を著しくあおるもの
 - ④ 責任の所在が明確でないもの
- カ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ① 暴力、犯罪、わいせつ、ギャンブルを肯定又は助長するもの
 - ② 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
- キ 良好な景観又は風致を害するもの
- ク その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告枠の貸し付け)

第6条 市は、広告代理店業及び同等の業務を行う事業者に対し、広告枠を賃貸する契約を締結することができる。その際、市と契約を締結した事業者（以下「契約事業者」という。）は市に対

し賃借料を納付し、かつ広告枠の適正運営に努める義務を負う。

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1月を単位とする。ただし、契約事業者が広告枠を運営する場合はこの限りではない。

(広告掲載の申請及び決定)

第8条 広告掲載希望者は、鎌倉市広報所管課ホームページ広告掲載申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別に定めるところによりインターネット申請(電子情報処理組織)を用いて行うことができる。

3 市長は、前2項の申請があったときは、その諾否を決定し、鎌倉市広報所管課ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

4 契約事業者が広告主の募集及び決定を行う場合は、前3項の規定は適用しないものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告を掲載するための料金は、別に定める。ただし、契約事業者が広告枠を運営する場合はこの限りではない。

2 広告掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した場合も、掲載期間の延長又は広告掲載料の返還は行わない。

(広告掲載料の支払い)

第10条 広告主は、広告掲載料を市が指定する期日までに一括前納するものとする。ただし、契約事業者が広告枠を運営する場合はこの限りではない。

(広告原稿の作成・提出)

第11条 広告原稿は、市が指定する方法により作成するものとし、市が指定した期日までに提出するものとする。

(その他の事項)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成18年12月30日改正)

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年10月22日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。